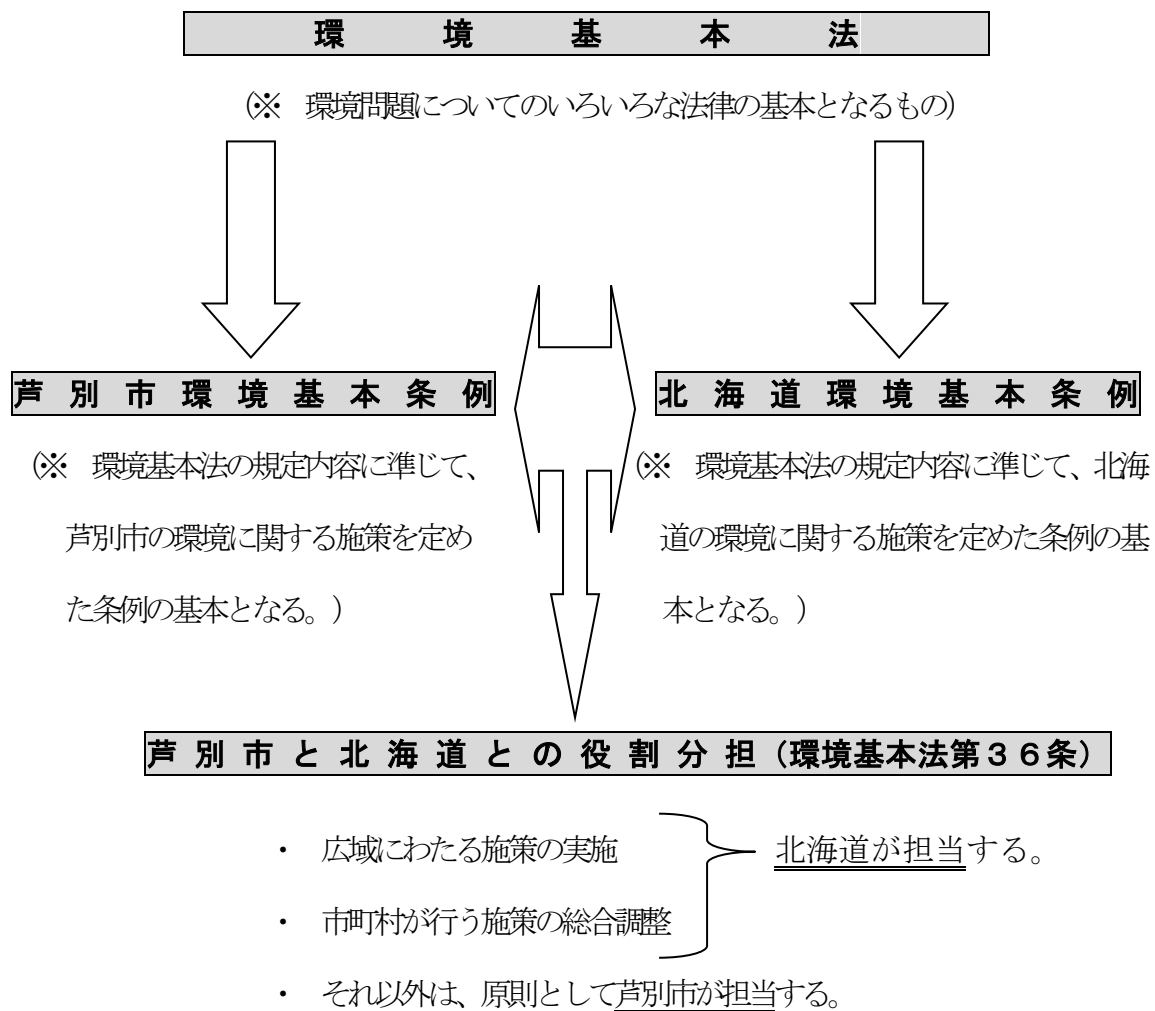


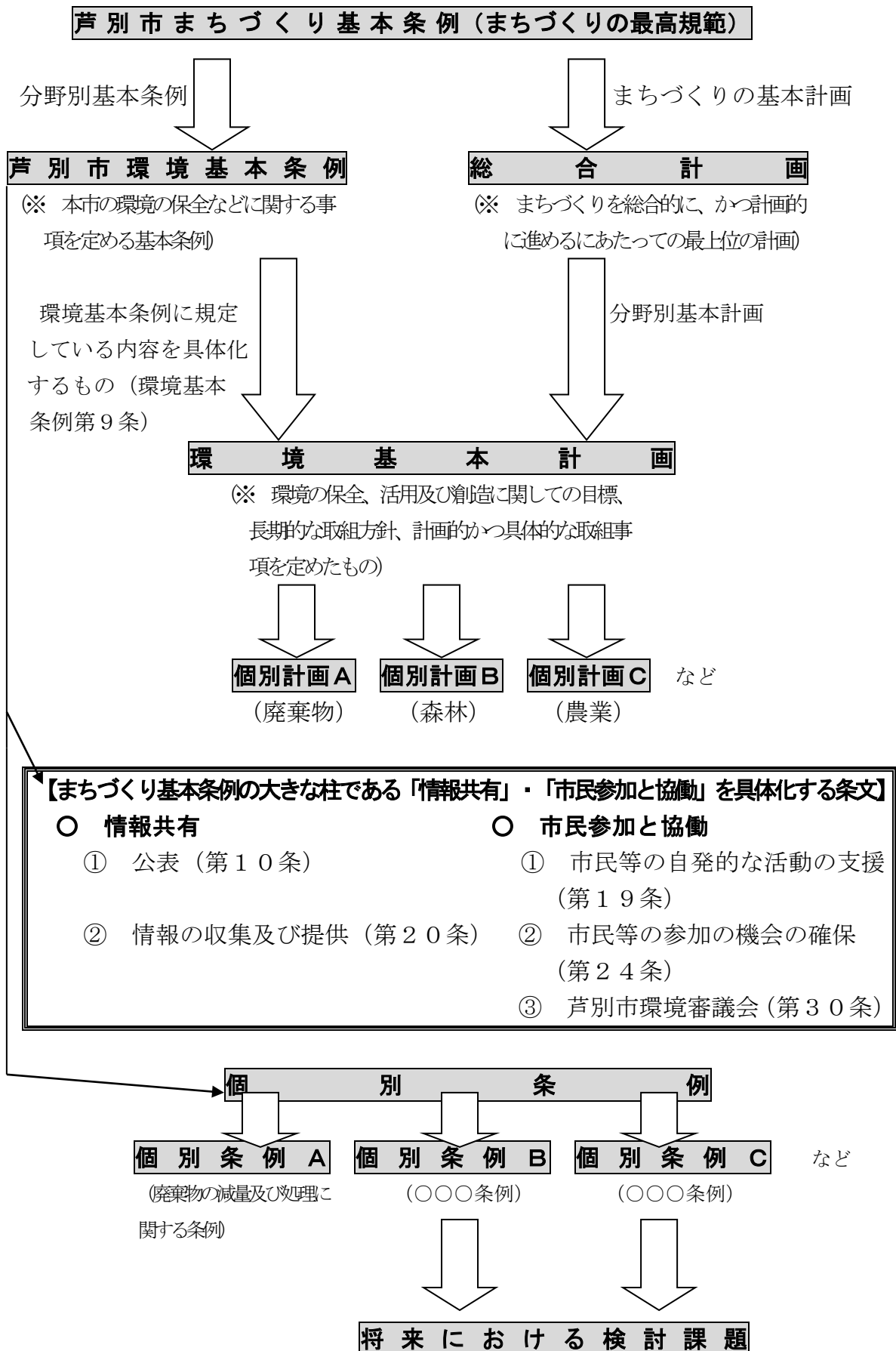
1 芦別市環境基本条例

(1) 条例の概要

■ 芦別市環境基本条例と環境基本法との関係



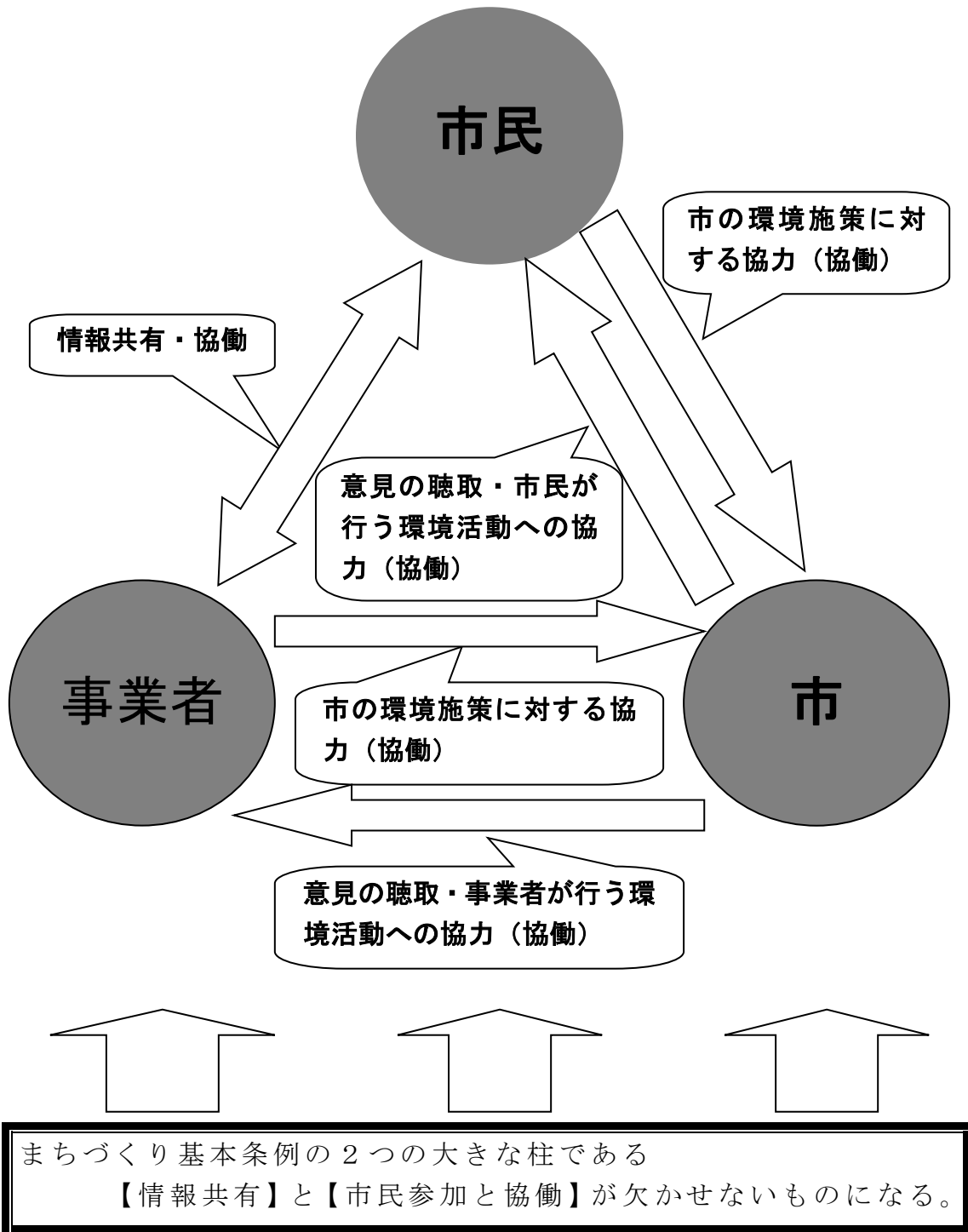
■ 芦別市環境基本条例と芦別市まちづくり基本条例との関係



【まちづくり基本条例の大きな柱である「情報共有」・「市民参加と協働」を具体化する条文】

<p>○ 情報共有</p> <p>① 公表（第10条）</p> <p>② 情報の収集及び提供（第20条）</p>	<p>○ 市民参加と協働</p> <p>① 市民等の自発的な活動の支援（第19条）</p> <p>② 市民等の参加の機会の確保（第24条）</p> <p>③ 芦別市環境審議会（第30条）</p>
---	--

■ 市民・事業者・市との関係



○循環型社会をつくるために
○わたしたちの良好で快適な環境を守り育てるために

■ 主な条文の概要

前 文

前文は、条例全体の概要を示すものであり、芦別市の環境における現状と今後の取組内容やこの条例を制定する目的などを規定しています。

また、前文の特徴的な内容は、次のとおりです。

- ・ 芦別市は、「芦別岳や岨（きりぎし）山に代表される深い緑」と「空知川や芦別川に代表される水の恵み」など豊かな自然環境に囲まれているまちです。
- ・ わたしたちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを楽しむことができる権利を有している一方、次代を担う世代に「良好で快適な環境」を引き継ぐ責務があります。
- ・ 市民、事業者と市の3者がお互いに協力かつ連携して、良好で快適な環境を保全、活用と創造します。
- ・ この条例は、「循環型社会の形成」と「わたしたちのまち芦別の環境を守り育てること」を目的とします。

制定の目的（第1条）

環境の保全や活用などについての基本理念や施策の基本的なことを定めるとともに、市民、事業者と市が果たすべき役割と責任を明らかにすることにより、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を守り育てることを目的とします。

定義（第2条）

ここでは、「環境への負荷」、「地球環境保全」と「公害」についての用語の意味を規定しています。

条例の位置づけ（第3条）

この環境基本条例が、芦別市の環境について定めた他の条例の基本となる条例であることを明らかにしています。

基本理念（第4条）

ここでは、4つの基本理念を定めています。

- ・ 「健全で恵み豊かな環境」を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいきます。
- ・ 「環境への負荷が少なく、持続的に発展することができるまち」を構築します。
- ・ 「市民、事業者と市のすべてがそれぞれの役割と責任」を自覚し、相互に協力し、連携します。
- ・ 市民、事業者と市のすべての人類共通の課題である「地球環境保全」を積極的に推進します。

市民、事業者と市の役割と責任（第5条～第7条）

ここでは、市民、事業者と市の役割と責任を定めています。

- 【市民】**
 - ・ 日常生活に伴う環境への負荷の低減
 - ・ 市が実施する環境の保全、活用などに関する施策への協力
- 【事業者】**
 - ・ 事業活動に伴う環境への負荷の低減、自然環境の保全と廃棄物の適正な処理
 - ・ 市が実施する環境の保全、活用などに関する施策への協力
- 【市】**
 - ・ 市民と事業者の意見の聴取
 - ・ 環境の保全、活用などに関する総合的かつ計画的な施策の策定と実施
 - ・ 環境の保全、活用などについての配慮
 - ・ 環境への負荷の低減と廃棄物の発生の抑制
 - ・ 市民と事業者が行う環境に関する活動や事業に協働しての取組

基本方針（第8条）

ここでは、4つの基本方針を定めています。

- ・ 「水循環の保全活動」をとおした「豊かな環境文化」を守り育てます
- ・ 「ごみゼロ社会」を目指し、「持続的発展が可能なまちづくり」を進めます。
- ・ 人と自然が共生し「野生生物の種の保存と生物の多様性」を確保します。
- ・ 市民、コミュニティ、事業者などが参加した「多様な環境づくり」を進めます。
- ・ 「快適かつ安全な住環境と生活環境づくり」を進めます。

環境基本計画（第9条）

環境基本計画は、環境の保全、活用などに関する取組を推進するため、市民の参加を得て策定するもので、策定したときには公表するものです。

また、環境基本計画は、計画期間をおおむね10年間とし、環境基本条例に定める基本理念、基本方針や制度などを具体化する基本的な計画です。

なお、環境基本計画は、環境基本条例と一体的な推進を図りながら、次の事項について定めています。

- ・ 環境の保全、活用などに関する目標
- ・ 環境の保全、活用などに関する長期的な取組の方針
- ・ 環境の保全、活用などに関する計画的かつ具体的な取組事項
- ・ 計画の進行管理に関する事項

公表（第10条）

毎年、環境の状況と環境の保全、活用などに関する施策の内容や取組状況を市の広報紙などで公表します。

環境の保全、活用などに関する基本的な施策 の主な取組内容（第11条～第27条）

【廃棄物の減量及び適正な処理の推進（第13条）】

- ・ ごみの減量化、資源ごみの分別収集やリサイクルを進めます。

【資源の循環的利用とエネルギーの有効利用の推進（第14条）】

- ・ 循環型社会の形成とバイオマスエネルギーの活用を進めます。

【環境の保全、活用などと調和したクリーン農業の促進（第16条）】

- ・ 芦別市の基幹産業のひとつである農業について、環境の観点からも、クリーン農業を推進し、安全・安心な農産品をつくることを進めます。

【良好な水環境の保全（第17条）】

- ・ 芦別市の特徴のひとつである「良好な水環境」を保全し、安全な水を確保します。

【環境教育と環境学習の推進（第18条）】

- ・ 芦別市の良好な自然を最大限生かすため、体験及び実習を通じた教育や学習を行うほか、特に、次世代を担う児童・生徒を中心に、各年齢層のニーズに応じた環境教育と環境学習を推進します。

【森林と緑地の保全（第25条）】

- ・ 芦別市の市域面積の約9割を占めている森林は、本市の特徴のひとつであります。この森林を保全し、活用するとともに、緑化を推進します。

【環境美化の促進（第26条）】

- ・ 芦別市が取り組んでいる「アダプトプログラム（環境美化里親制度）」、「全市一斉親子クリーン作戦」や「花いっぱい運動」などをはじめとする環境美化活動を推進するとともに、意識の高揚を促進します。

【野生生物の保護管理（第27条）】

- ・ 芦別市の特徴のひとつである「峠（きりぎし）山」に植生する植物など希少価値の高い動植物を適正に保護管理するための規定ですが、生態系のバランスを崩す有害な動植物については、適正な保護管理を受けるものではありません。

地球環境保全の推進（第28条・第29条）

ここでは、地球環境保全の観点からの取組を推進するために規定するものです。

- ・ 地球温暖化の防止、オゾン層の保護や生物の多様性の保全などに関する施策を積極的に推進します。
- ・ 国、北海道と他の自治体と連携、情報交換や調査研究などをしながら地球環境を保全します。

環境審議会（第30条）

この環境審議会は、市長の附属機関として規定したもので、主に市長の諮問に応じて環境基本計画の策定や変更をはじめ、環境の保全、活用などに関する基本的な事項について調査し、審議するほか、市長に対し意見を述べることができる機関となっています。

また、この審議会の会長と副会長の選任方法や会議の議決方法などの組織と運営については、別に規則で定めます。

芦別市自然環境保全条例の廃止（附則）

これは、芦別市自然環境保全条例に規定する内容の大部分が、環境基本条例の条文の中にその趣旨が含まれていることや、環境基本条例に対応する条文がない場合でも、法律や北海道条例など上位の法令で対応できることから、芦別市自然環境保全条例を廃止するものです。